

平成 23 年度 社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 事業計画

事業計画策定にあたって

現在の地域社会は、少子高齢化の進展による家庭機能の変化や近隣関係の希薄化などにより、家族間や住民相互の助け合い、支え合いといった、人と人の「つながり」を前提とした生活基盤が崩壊しかけています。また、経済不況や雇用の悪化などから職に就けない、または職や住居を失う市民が増加し、生活そのものが成り立たないといった状況も生み出しています。

こうした地域社会は、全国で3万人を超える自殺者、乳幼児や高齢者に対する虐待、巧妙化する振り込め詐欺、悪質商法、若者の未就労、引きこもりの増加、といった複雑かつ多様化する課題を増幅させ、豊かで活力ある地域社会の醸成を阻害しています。

このような中、本会では昨年度から、立川市第2次地域福祉計画と協働する計画として、「誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち立川」の実現を活動理念とした、第3次「立川あいあいプラン 21」の推進を開始しました。この計画は、①住民が力を発揮し協働できるまち、②互いを尊重しともに生きるまち、③孤立なく支えあえるまち、④誰もが必要なサービスを利用できるまち、の4つの目指すまちを設定し、63の具体的な取組みを示したものです。本会は、この4つの「まち」を実現するために、今年度の重点推進事項を定め、地域住民、団体、企業、行政など、地域を構成する多様な「市民」と連携して具体的な取組みを着実に進め、市民の一人ひとりが孤立することなく、安心した生活を送れるよう、地域福祉の推進を果たしてまいります。

なお、昨年度は、本会の創立50周年という節目を迎え、記念誌の作成や記念式典を多くの市民の協力によって執り行うことができました。ここに、改めてお礼を申し上げるとともに、今後も役職員が一丸なって次の第一歩を踏み出してまいりますので、市民の皆様のお一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

■本会の活動理念

「誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち立川」の実現

■4つの目指すまち

- 1、住民が力を発揮し協働できるまち
- 2、互いを尊重しともに生きるまち
- 3、孤立なく支えあえるまち
- 4、誰もが必要なサービスを利用できるまち

■平成 23 年度の重点推進事項

1、人と人とのつながりづくりの促進

○市民活動センターたちかわを運営し、地域福祉コーディネーターを中心とした人と人とのつながりづくりや、市民の主体的な学び、参加、活動による地域づくりを推進します。

2、市民参画による権利擁護の推進

○地域あんしんセンターたちかわを運営し、判断能力の低下などにより、日々の生活に何らかの不安を抱え

ている市民の権利を、後見人サポーターの養成や第3者後見人等、市民参画を促進して擁護します。

3、関係機関とのネットワークによる地域包括ケアの推進

○「基幹型地域包括支援センター」を運営し、地域の福祉・保健・医療等の関係機関や各種団体とネットワークを構築して、高齢者の地域包括ケアの推進を図ります。

4、市民の生活安定化対策の強化

○経済不況や雇用環境の悪化により職や住居の喪失や、離婚などによる生活不安を抱える市民が増加しているなか、就労支援や子の学費などを貸し付ける生活安定化対策を、ハローワークや東京都、立川市と連携のもとに行います。

5、障害者の地域生活支援の充実

○障害者の就労支援や医療的ケアを必要とする障害者の日中活動を支援するため、新庁舎内の喫茶室や生活介護事業所の充実を図ります。また、小、中学校の介助員派遣事業の受託などを通して、障害者福祉サービスの充実を図ります。

6 地域におけるセーフティネット機能の充実と経営基盤の強化

○社会福祉法人としての責務と介護保険事業や障害者自立支援事業を運営し、地域におけるセーフティネット機能を発揮します。また、事業経営にあたっては、使命の実現に向け、法令の遵守と情報公開を徹底し、健全な事業展開を図るとともに、経営基盤の強化を図ります。

I 法人運営事業

法人の健全経営や、地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自律的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性の確保を果たし、次の事務事業を行います。

1. 組織運営事業

事業名等	内容	備考
(1)理事会等の開催	・地域福祉の担い手としてふさわしい事業を住民とともに実施していくため、理事会等を中心として、法人運営の強化を図ります ■理事会の開催 ■評議員会の開催 ■三役(会長・副会長・常務理事)調整会議の開催	◆法人運営については、役員として理事 15 名、監事 2 名、諮問機関等として評議員 31 名の市民が担っています。 ◆5月に理事、監事、評議員の改選を行います。
(2)監査の実施	・事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施します。	◆前期、後期の2回実施します。
(3)苦情解決委員会の開催	・本会が提供する福祉サービスに係る利用者等からの苦情の解決を図るため、苦情解決第委員会を開催します	◆年2回開催します。
(4)会員募集キャンペーン	・地域自治会等の協力を得て、会員募集を実施します。 ■7月をキャンペーン期間とします	◆目標/9,000 会員。会費 5,510 千円
(5)会員制度のあり方に関する検討会	・「つながり」を意識した新たな会員制度の創設や、加入しやすい仕組みづくりなどを検討します ■委員 7 名(任期:H23.12.31 まで)	◆毎月 1 回程度開催します。

2. 研修事業

事業名等	内容	備考
(1)役職員研修	・組織の力を高めていくために役職員に対する研修を行います ■役員研修 ■職員研修 ○全体研修(年2回)	◆階層別研修等を実施します。
(2)資格取得の奨励	・業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います	
(3)専門図書等の購入	・社会福祉に関する情報収集等のため、福祉関係専門図書等を購入します	

3. 連絡調整事業

事業名等	内容	備考
(1)関係機関とのネットワーク	・関係機関の主催する各種委員会へ役職員を派遣し、市民の声を届けるとともにネットワーク化を図ります	
(2)民間助成等の情報提供	・関係団体への情報提供および申請があった場合の推薦書などの交付を行います	

(3)後援名義の使用許可	・関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業等の市民への周知のために後援等を行います	
--------------	--	--

4. 普及・宣伝事業

事業名等	内容	備考
(1)「あいあい通信」の発行	・地域福祉に関する普及宣伝のため、市民参画の広報部会を設置して「あいあい通信」の企画・編集を行います ■タブロイド版 8 ページ	◆年 5 回・1 回 75,000 部発行します。 ◆その他、立川市の広報紙「広報たちかわ」や一般紙、ミニコミ紙等への関係記事掲載、ケーブルテレビや FM ラジオ等との連携による普及宣伝活動を行います。 ◆ホームページアクセス目標数 24,000/年
(2)ホームページの運営	・ホームページにより、多様な市民への情報提供を強化します。	
(3)感謝のつどい	・立川市内の地域福祉に貢献された方々に対して感謝の意を表し、顕彰等を行います。 ■H24 年 3 月開催	
(4)パンフレット等の発行	・市民向けの社協紹介パンフレット「あいあいガイド」を発行し、社協事業への理解を図ります。	

5. 人材育成

事業名等	内容	備考
(1)実習生の受け入れ	・社会福祉の専門家や看護師等をめざす学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します。	◆より効果的な実習となるよう、職員の社会福祉士実習指導者講習の受講を促進します。(毎年 2 名)

II 地域福祉事業

第3次「立川あいあいプラン21」の推進と評価を行う市民参画の委員会を設け、プランの推進を図ります。また、市民の生活課題に対して、立川駅前にある伊勢丹立川店内の社協あいあいステーションで、専門相談事業などを行い、相談窓口を充実させ、誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまちを築くよう、次の事務事業を行います。

1. 第3次「立川あいあいプラン21」推進評価委員会

事業名等	内容	備考
(1)「立川あいあいプラン21」推進委員会	・第 3 次「立川あいあいプラン21」の推進と評価、進捗管理等を任務とした市民参画の委員会にて、地域福祉の推進を図ります。 ■委員: 15 名	◆立川市が策定した「第 2 次地域福祉計画」の推進を兼務した委員会として開催します。

2. 相談事業

事業名等	内容	備考
(1)専門相談事業	・市民の多様化する生活課題に 대응するため、関係機関の協力を得ながら、総合福祉センターと社協あいあいステーションにて、専門相談事業を行います。	◆社協あいあいステーションでの相談については、他の相談機関が休みのときに、市民が相談を受けられるような体制とします。

	<p>■総合福祉センター</p> <p>○アルコール相談(月2回)／当事者団体</p> <p>○ふれあい相談(月2回)／民生委員</p> <p>■社協あいあいステーション</p> <p>○ふれあい相談(月2回)／民生委員</p> <p>○法律相談(週1回)／司法書士・弁護士</p> <p>○税金相談(隔月1回)／税理士</p> <p>○年金相談(隔月1回)／社会保険労務士</p> <p>○高齢者福祉相談(隔月1回)／地域包括支援センター</p> <p>○成年後見相談(月1回)／司法書士</p> <p>○相続相談(月2回)／相続アドバイザー</p> <p>○行政手続相談(月1回)／行政書士 ※外国人の在留資格・法人登記等、行政の諸手続に関する相談</p> <p>○福祉のしごと相談(月1回)／キャリア支援専門員</p>	<p>※法律相談(司法書士)、成年後見相談は土曜日に開催。法律相談(弁護士)、税金・年金・労務相談は日曜日に開催。</p> <p>※「心のふれあい相談」⇒「ふれあい相談」</p> <p>「高齢者在宅介護相談」⇒「高齢者福祉相談」へ相談しやすい名称へ変更。</p> <p>※「ふれあい相談」は月2回は総合福祉センターにて、電話相談もできるようにします。</p>
(2)相談員連絡会の開催	・心のふれあい相談員、アルコール相談員を中心に、ケース検討や情報交換等を行う連絡会を開催します。	◆年2回実施します。

3. 「社協あいあいステーション」運営事業

事業名等	内容	備考
(1)相談事業	・多様な相談の初期対応窓口として、福祉や介護等に関する相談を受付けます。 ※専門相談については前掲	◆相談窓口とともに、社協のPR窓口としての活用を図っていきます。
(2)ミニ手づくり教室「あいのて」	・高齢者の生きがいづくりの場として実施します。	◆月4回実施します。
(3)手づくりショップの運営	・市内および近隣の小規模作業所等の利用者や、シルバー人材センターの会員が作成した手づくり品の販売及び施設・団体の活動支援やネットワークづくりを目的として運営します。	◆目標売上:年間2,000千円
(4)研修の実施	・手づくり品ショップの品質向上のため、(株)三越伊勢丹等との協働により、商品表示の仕方など研修活動を行います。	◆年1回実施します。
(5)普及イベントの実施	・手づくり品ショップのPR等のため、出展団体との協働により、普及イベントを開催します。	◆年1回開催します。
(6)書類等の預かり業務	・駅前という立地を活かして、会費・募金、ボランティア保険の受付、書類の預かり業務等を行い市民の利便性の向上を図ります。	

4. 緊急援護事業

事業名等	内容	備考
(1)緊急援護事業	・一時的に生活が困窮になった方や生活保護費が支給されるまでの間の生活費などの援護事業を実施します。(上限5,000円)	◆経済不況が続くなか、利用者が年々増えているため、一定の基準を設けて支給します。

5. 助成事業

事業名等	内容	備考
(1)地域福祉活動費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・会員会費協力自治会および市内団体に対し、地域福祉活動費の助成を行います。 ■自治会助成・会費の18%の金額を助成 ■団体助成 3団体 	

Ⅲ 市民活動センター事業

市民活動を価値観・分野・形態で分断せずに、包括的に支援していく中間支援組織として、市民参画による運営委員会を設置して「市民活動センターたちかわ」を運営し、「協働の推進」、「地域づくり」、「市民活動支援」の3つのキーワードに基づき、以下の事務事業を行います。

1. 運営委員会によるセンター運営

事業名等	内容	備考
(1)運営委員会による運営	<ul style="list-style-type: none"> 市民参画による運営委員会を設置して、市民活動センター事業の企画、推進、評価を行ないます。 ■運営委員会の開催 ■専門委員会の開催 ①課題解決実行委員会 ②団体支援委員会 ③事業推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運営委員会は、市民20名で構成され年間4回開催、各専門委員会は、年間10回開催します。 ◆6月に運営委員の改選を行います。

2. キーワード1:「協働の推進」

事業名等	内容	備考
(1)市民と行政との協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、協働の仕組みづくりを支援します。市民と行政の「協働」事業や地域イベントなどに積極的に参画します。 ■たちかわ市民みらい会議との協力 ■たまたがわ・みらいパーク企画運営委員会への協力 ■「楽市」実行委員会への参画 ■立川市総合防災訓練への参画 ■駅前放置自転車クリーンキャンペーンへの参画 ■立川市文化芸術のまちづくり協議会への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ◆立川市第2次・第3次基本計画策定市民会議のOB等を中心に組織されるたちかわ市民みらい会議の定例会などと連携して、協働の仕組みづくりなどについて研究します。 ◆市民と行政の協働で運営されている、たまたがわ・みらいパーク(旧多摩川小学校)の活動に協力し、協働の推進に寄与します。 ◆「楽市」実行委員会に参画し、「まち」のにぎわい、市民活動団体のPRや財源確保の場の提供に努めます。(参加団体:30団体) ◆立川市総合防災訓練に参画し、災害ボランティアの啓発を行います。 ◆誰もが社会に貢献できる活動として、駅前放置自転車クリーンキャンペーンに小学生や障害者の参加のコーディネートを行います。(参加者数:40名)

		<p>◆市民の文化芸術活動を支援する文化芸術のまちづくり協議会に参画しネットワーク構築に寄与します。</p> <p>◆協働事業の連絡・調整回数(20回)</p>
(2) 関係機関・団体との協働事業の実施や支援	<p>・関係機関・団体と協働して地域課題の解決を図ります。</p> <p>■民生・児童委員協議会</p> <p>■地域包括支援センターとの連携</p> <p>○立川市地域ケア会議</p> <p>○立川市小地域ケア会議</p> <p>○相談センター連絡会</p> <p>○介護予防業務連絡会</p> <p>■立川市子ども支援ネットワーク</p> <p>■高齢者虐待防止ネットワーク</p> <p>■地域学習館運営協議会</p> <p>■多摩コミュニティビジネスネットワーク</p> <p>■たちかわコミュニティビジネスプロジェクト</p> <p>■障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会</p> <p>■スポーツ祭東京 2013 立川市実行委員会</p> <p>■立川駅前滞留者対策推進協議会</p>	<p>◆定例会等への参加を通して、関係機関との連携を強化します。</p> <p>(定例会等への参加回数:180回)</p>
(3) 企業等との協働事業の実施や企業の社会貢献活動の支援	<p>・関係団体や企業等と協働事業を実施して、地域福祉の啓発、企業の社会貢献活動、市民のボランティア活動への参加などの促進に寄与します。</p> <p>■ふれあいミュージックフェスティバル</p> <p>■立川商工会議所主催事業等(ウォーキングイベント等)</p> <p>■企業の社会貢献活動の支援</p>	<p>◆東京ガス多摩支店、国立音楽大学と協働して、誰もが良質な音楽にふれる機会を提供します。(来場者:1,100名)</p> <p>◆立川商工会議所と連携し、「まち」を案内するボランティアの活動の場を創出します。</p> <p>◆企業の社会貢献活動の相談とコーディネートを行います。(企業数:15社)</p>
(4) 各種企画委員会やプログラムへのスタッフ派遣	<p>・東京都社会福祉協議会等の各種委員会やプログラムにスタッフを派遣し、他地区社会福祉協議会等と情報交換を図り、センター事業に活かします。</p> <p>■ボランティア・市民活動センター長会議</p> <p>■北西ブロックボランティア担当者会議</p> <p>■事務局連絡会</p>	<p>◆定例会議等へ派遣します。</p>
(5) 小中学校介助員事業の充実とコーディネート	<p>・市立小中学校の、通常の学級において学校生活に支援が必要な子どもへの移動にかかわる介助を行う介助員事業が円滑に進むようにコーディネートを行います。</p> <p>■市教育委員会、学校、事業者のコーディネートを行い、協働事業を推進する。</p>	<p>◆身体に障害のある児童・生徒が安心して通学できるよう事業を実施します。</p> <p>(対象校数:11校)</p>

3. キーワード2:「地域づくり」

事業名等	内容	備考
(1) 地域福祉コーディネーターの配置による住民福祉活動の推進	<p>・地域福祉コーディネーターは、住民からの相談対応、地域課題の解決、住民の組織化、予防を重視した活動などを地域包括支援センターや自治会、民生・児童委員協議会、グッドネイバー運動推進団体等多様な市民との連携により推進します。</p> <p>■各種相談の受付とコーディネート ■住民グループの組織化の推進 ■定期的な広報誌の発行 ■地域での生活課題に対応した講座等の開催</p>	<p>◆市内2地区に配置します。 ◆市民生活に関するあらゆる相談に対応します。(相談受付件数:400件) ◆支えあいサロンや助けあいグループ等の組織化を図ります(組織化数:10カ所) ◆広報誌により地域福祉コーディネーターの役割の浸透を図ります。(発行数:2回・22,000部/年) ◆まちの課題を把握して、関係団体と講座等を開催し、その解決を図っていきます。(開催数:2回・40名)</p>
(2) 地域懇談会の開催	<p>・地域懇談会を開催して、住民活動ネットワークを形成し、専門機関や地域関係団体等との連携を促進、地域の生活課題の解決を推進します。地域懇談会を充実させることで、「福祉のまちづくりの場」を醸成します。</p> <p>■地域懇談会の拡充</p>	<p>◆未開催地区での開催や、現開催地区の充実を図ります。(参加者数:1,475名)</p>
(3) グッドネイバー運動推進団体、地域関係団体との連携	<p>・小地域での学びあい、助け合い、支えあい活動などを行なうグッドネイバー運動推進団体の支援を行ないます。同団体の他、地域関係団体(自治会、老人クラブ等)と連携して地域懇談会の実施や地域づくりに根ざした活動を行ないます。</p> <p>■柴崎町、栄町、若葉町、西砂・一番町のグッドネイバー運動推進団体の支援 ■グッドネイバー推進団体との協働事業の実施 ■地域関係団体との連携による福祉学習活動の開催</p>	<p>◆グッドネイバー運動推進団体の活動費の補助や定例会への参加などをおして、小地域福祉活動を推進します。 ◆グッドネイバー運動推進団体と地域包括支援センターの連携を働きかけ、介護予防などの推進を図ります。 ◆福祉学習活動の開催(参加者数:180名)</p>
(4) 住民グループの組織化支援	<p>・高齢者や子育て中の親などが、家庭や地域の中で孤立した生活を送ることがないように、住民のたまり場、交流の場としての支えあいサロン活動や、各種の見守り、たすけあい活動、居場所づくり等の組織化を支援します。</p> <p>■支えあいサロングループへの情報提供、活動費補助 ■たすけあい事業・グループの立ち上げ支援 ■地域の居場所づくりの支援 ■自助グループの組織化支援</p>	<p>◆地域包括支援センターなどと連携し、支えあいサロン活動を推進します。(サロン登録団体数:80カ所) <input type="checkbox"/>住民グループや自治会、老人クラブ等による見守り活動、たすけあいグループの運営や立ち上げを支援します。(新規立ち上げ数:4カ所) <input type="checkbox"/>誰でも気軽に立寄れる「地域の居場所づくり」を進めます。(2ヶ所) <input type="checkbox"/>当事者の会や家族会等、地域における自助グループの組織化を支援します。(組織化数:2グループ)</p>
(5) 学校を核とした市民学習支援、地域づくり	<p>・市内の小中学校、高等学校の授業をとおして、児童・生徒と地域住民が学びあい、交流しあう授業づくりのコーディネートを行い、児童・生徒が多様な価値観にふれ、心の豊かな成長を促し、学校を核とした地域づくりに寄与します。</p> <p>■総合学習の時間や中学生の職業体験、都立高校の</p>	<p>◆地域住民、ボランティア、市民活動団体等の協力者と学校のかかわりがひろがるよう、コーディネートを行います。(支援校数:16校・体験人数6,500名)</p>

	「奉仕体験活動」のコーディネートの実施	
(6)地域防災活動等への住民参加の促進とネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での防災・防犯に関する懇談会やまち歩き等を開催し、ネットワークづくりを推進します。 防災地区事業や小学校を拠点とした町単位での地域防災訓練等へ参画し、住民参加を促進します。 ■立川市災害ボランティアネット準備会との連携 ■懇談会、まち歩き等の開催 ■地域防災訓練への参画 	◆地域住民の参加を促進し、ネットワークをつくります。(開催数 6 回・参加者数 120 名)

4. キーワード3:「市民活動支援」

事業名等	内容	備考
(1)市民活動に関する相談受付とコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動、NPO活動などに関する相談を受け、市民のボランティア活動への参加や課題解決などを図るコーディネートを行います。 ■窓口、電話、訪問、メール等による相談受付 	◆ボランティア活動、市民活動などに関する相談を多様な方法で受け、市民の課題解決につなげます。(相談件数年間:1,200 件)
(2)市民活動参加支援や啓発イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の誰もが気軽にボランティア活動、市民活動に関われる、きっかけづくりを行います。参加につながる養成講座と啓発イベントを実施します。市民活動団体の立ち上げ相談等の支援も行います。 ■市民活動へ参加のきっかけになる講座の開催 ■地域での活動を啓発するシンポジウムの開催 ■市民活動の啓発イベントの開催 ■市民活動団体の立ち上げ支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民活動団体の紹介、体験プログラム等の開催 ◆楽市での啓発ブースの設置(参加者:200 名) ◆市民活動団体の立ち上げ支援(支援数:10 団体)
(3)おもしろボランティア大学の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な市民活動を行なう団体を講師に迎えたり、地域イベントのスタッフとして参加したりして、市民活動に触れるきっかけをつくと共にボランティア活動のきっかけづくりや登録団体の活動紹介、その場に集まった参加者の学びあいの機会を作ります。 ■「おもしろボランティア大学」の開催 	◆年間4回開催し、市民学習を推進します。(参加者数:75 名)
(4)ボランティア体験プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設、児童館、保育園、環境団体等の市民活動団体の協力を得て、市民のボランティア活動へのきっかけづくりを目的に体験プログラムを実施します。 ■「夏!体験ボランティア」(7~8月)の実施 	◆中高年層の体験プログラムの開発も検討します。(参加者:180 名、体験プログラム数:100)
(5)市民活動情報の受発信機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動情報誌を発行し、ボランティア活動への参加を促進します。 ■ボランティア紹介冊子「小さな思いが大きな輪に」の発行。 ・ボランティア・市民活動を行いたい市民が気軽に情報を得ることが出来るよう、情報コーナーを整備します。 ■情報閲覧コーナーの整備 ■図書の本整備 ・ボランティア活動、市民活動などに関する情報を基本とした通信を毎月発行し、市民活動の推進を図ります。同 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「ボランティア紹介冊子」発行数は140 部を予定。同内容をホームページに掲載することで冊子での発行は最低限とします。 ◆市民が市民活動などに関する多様な情報を気軽に手に取ることが出来るようにします。(揭示数:1,500 件) ◆図書の貸出(貸出件数:60 冊) ◆毎月1回 5,300 部発行します。なお、社協あいあい通信発行月については、

	<p>通信に掲載した情報等をメールマガジンとして配信します。また、小中学生と保護者を対象にした通信を、市立小中学校の全世帯へ配布し、これからの地域活動の中核を担っていく世代へ情報を提供します。</p> <p>■市民活動センター★たちかわ通信の発行 ■市民活動センター・メールマガジンの発行</p>	<p>その通信に掲載します。</p> <p>◆小中学校向けに特別号を作成し、1回 13,000部を年3回発行します。 (総発行部数: 76,100部)</p>
(6) 団体登録の促進	<p>・市民活動センターへの団体登録を促進し、多様な団体の活動を紹介する登録紹介冊子を発行します。登録団体には学習等供用施設を無料で利用できる等のメリットがあります。市民等に広く団体の活動が紹介されることで、市民参加を促し、市民活動の活性化を図ります。</p> <p>■団体登録の促進 ■市民活動センター登録団体紹介冊子の発行</p>	<p>◆登録することのメリットを周知し団体登録を促進します。(登録団体数: 160団体)</p>
(7) 市民活動向け講座・研修会等の開催	<p>・NPO法人格を取得して市民活動を行いたい市民を対象にガイダンスを実施して市民活動の活性化を図ります</p> <p>■NPO 法人設立ガイダンスの開催</p> <p>・NPO法人を目指す団体の運営に欠かせない会計、税務、労務といった実務に関する講座を開催し、団体運営の基盤構築に寄与します</p> <p>■「会計」、「税務」、「労務」に関する市民活動団体向け実務講座の開催</p> <p>市民活動団体が目的達成や地域社会の課題解決力をつけるために講座を開催し、市民活動団体の運営の充実を図ります。</p> <p>■目標管理や会議の運営、広報力アップなど、NPO 団体の課題に応じたマネジメント講座の開催</p>	<p>◆NPO法の解説やNPO化の意義、申請手続きなどを伝えるガイダンスを年間3回開催します。(参加者: 30名)</p> <p>◆税理士や社会保険労務士といった専門職を招いた連続講座を開催します。(参加者: 30名)</p> <p>◆市民活動団体の課題を探り、課題解決に有効な講座を年間1回開催します。(参加者数: 40名)</p>
(8) 市民活動団体の相互交流の推進	<p>・市民活動団体間やサロン間の出会いや情報交換、協働、ネットワークの強化による団体の課題解決などを目的に連絡会を開催します。</p> <p>■サロン等連絡会の開催</p>	<p>◆年間2回開催します。(参加団体: 20団体)</p>
(9) 市民活動団体助成事業の実施	<p>・市民活動団体の立ち上げ資金や、事業資金を助成して市民活動団体の活動の安定・充実を図ります。</p> <p>■市民活動団体助成事業の実施</p>	<p>◆年間1回(4月)申請を受け、審査会を実施します。(助成団体数: 32団体)</p>
(10) 事務機器などの貸出機材の整備	<p>・市民活動団体の円滑な会議運営、事務の効率化などを図るために、事務機器などを整備し、貸出しを行ないます。</p> <p>■印刷機、PC、拡大コピー機、紙折り機などの貸出し ■ボランティアルームの貸出し</p>	<p>◆多様な事務機器、車椅子、図書、備品、スペースの貸出しを行ないます。 (活用団体: 800団体)</p>
(11) ボランティア保険の加入受付	<p>・ボランティア活動中の万が一に備えた、ボランティア保険、行事保険の加入を受け、安心してボランティア活動ができるよう支援します。</p> <p>■ボランティア保険、行事保険の加入受付の促進</p>	<p>◆年間を通じたボランティア保険、イベントごとの行事保険の加入を促進します。(ボランティア保険加入者数: 3,000名)</p>

IV 生活福祉資金貸付事業●東社協受託事業

他機関からの借入れが困難な低所得世帯等を対象に、世帯の経済的自立を目的として、民生委員と連携を取りながら、生活福祉資金等の貸付事業を行います。

1. 生活福祉資金等貸付事業

事業名等	内容	備考
(1)生活福祉資金	・更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、災害援護資金の6項目について、貸付を行うとともに、利用している方への償還事務を行います。	◆市生活福祉課等、他機関と連携して事業を行います。 ◆住宅手当緊急特別措置事業等、他の制度とあわせた総合的な支援を行います。
(2)緊急小口資金	・低所得世帯で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、10万円までの資金の貸付を行います。	
(3)不動産担保型生活支援資金	・現在居住している自己所有の不動産に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います。	
(4)要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金	・不動産を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金の貸付を行い、世帯の自立支援や、生活保護制度の適正化を図ります。	
(5)総合支援資金	・住宅手当、臨時特例つなぎ資金とあわせ、第2のセーフティネットの一環として、離職者(減収者含む)に対して生活支援を行います。	
(6)臨時特例つなぎ資金	・生活保護や住宅手当などの受給が決定している方に対して、手当等の給付までの間の生活費について貸付を行います。	

2. 研修事業等

事業名等	内容	備考
(1)生活福祉資金調査委員会	・生活福祉資金の貸付や償還猶予、利子免除などを審査する委員会を必要に応じて開催します。 ■委員 10名	◆各種制度の後方支援体制の充実を図っていきます。
(2)民生委員研修	・民生委員を対象に、制度を取り巻く新たな流れについての講演やケース検討などを行い、利用者の生活支援に寄与できるよう研修を実施します。(年1回)	

V 地域包括支援センター事業●立川市受託事業

地域包括支援センターは、地域ケアにおける総合的な相談対応、マネジメントを担う中核機関として、社会福祉士、保健師・看護師、主任介護支援専門員といった専門職を配置し、地域に総合的・重層的なサービスネットワークを構築することを基盤として、以下の4つの業務を行います。

①「総合相談・支援機能」

地域の高齢者の実態把握や総合相談対応・支援、関係機関とのネットワーク形成などを行います。

②「権利擁護事業」

立川市福祉保健部や社協地域あんしんセンターをはじめとした地域の権利擁護関係機関との連携のもと、1)高齢者虐待防止への対応、2)措置制度の活用、3)成年後見制度の利用支援、4)困難事例への対応、5)消費者被害の予防・対応、の業務を推進します。

③「包括的・継続的ケアマネジメント支援」

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築支援・横の連絡体制の整備、困難事例等に関する介護支援専門員への支援体制の構築を行います。

④「介護予防ケアマネジメント」

要支援者への予防給付のマネジメント、地域支援事業における介護予防の取り組み、地域の予防の取り組み支援を行います。

本会は、地域住民、立川市行政、関係機関・団体との連携に基づき、地域ケアの中核となる基幹的役割の地域包括支援センターを運営し、地域包括支援を進めていきます。また、市内6生活圏域に設置されている6ヶ所の地域包括支援センター、及びランチ機能を果たす福祉相談センターのネットワークの中心となる基幹センターとして、地域における地域包括支援センター活動の支援、及び地域の介護保険サービス事業者・介護支援専門員間のネットワーク形成、活動支援を立川市や関係機関との連携のもとに進め、地域ケア体制の構築を推進していきます。また、社会福祉協議会の各部署と連携し、立川市における地域福祉の推進、住民主体の福祉コミュニティづくりを進めます。

1. 地域包括支援センター事業

事業名等	内容	備考
(1)総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係機関・団体とネットワークを形成し、地域の実態把握を行い、市民のニーズに対する総合相談支援を実施します。 ■総合福祉センターにおける総合相談実施 ■介護保険の相談対応・申請代行 ■介護予防・生活支援事業の相談対応・申請代行 ■介護サービスについての苦情対応 ■訪問相談対応の随時実施 ■担当生活圏域(富士見町・柴崎町)の実態把握業務(540件) ■小地域ケア会議の開催(年間6回) ■地域におけるボランティア活動・市民活動とのネットワーク構築 ■高齢者見守りネットワークの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民生委員活動との連携による相談支援を行います。 ◆地域のボランティア活動や市民活動との連携のために、地域包括支援センター6ヶ所と社協の小地域福祉活動・市民活動センターたちかわとの連携・推進を継続して進めます。 ◆窓口での相談支援、訪問での相談支援等、相談者の置かれた状況に応じた丁寧な相談対応を進めます。

<p>(2)権利擁護業務</p>	<p>・市福祉保健部、及び地域の権利擁護業務や成年後見制度推進における中核である「地域あんしんセンターたちかわ」との連携のもとに、各地域包括支援センターが地域の一時窓口として住民のニーズを把握し、市民の問題解決、支援に取り組んでいきます。また、地域包括支援センター・福祉相談センターの社会福祉士、あんしんセンターたちかわ職員、市高齢福祉課職員担当職員、弁護士による「権利擁護業務連絡会」を定期開催し、権利擁護業務にかかる情報交換・共通対応の推進、事例検討を進めます。</p> <p>■地域あんしんセンターたちかわとの連携による市民の権利擁護の推進・成年後見制度利用支援</p> <p>■高齢者虐待防止・養護者への支援</p> <p>■老人福祉施設への措置制度の活用</p> <p>■困難事例への対応</p> <p>■消費者被害の防止</p>	<p>◆関係機関間の連携強化の為に、定期的にセンター社会福祉士、社協あんしんセンター職員、行政職員による「権利擁護業務連絡会」を開催し、情報交換・共通対応を促進します。</p> <p>◆高齢者虐待対応・養護者支援の取り組みについて、「立川市高齢者虐待対応マニュアル」に基づいた対応推進、及び共同して開発した帳票に基づいた共通対応を推進します。</p> <p>◆関係機関と連携して、高齢者の権利擁護に関する地域への啓発を推進します。</p>
<p>(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援</p>	<p>・包括的・継続的ケア体制の構築</p> <p>施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。</p> <p>■医療・保健・福祉の連携体制の構築</p> <p>■地域における介護支援専門員・介護サービス事業者のネットワークの構築</p> <p>■小地域ケア会議の開催</p> <p>■日常的個別指導・相談対応</p> <p>■支援困難事例等への指導・助言</p>	<p>◆介護支援専門員連絡会、研修会、小地域ケア会議などの場を活用して、介護支援専門員間の横の連絡体制を強化します。</p> <p>◆地域包括支援センターの主任介護支援専門員による「ケアマネジメント支援業務連絡会議」を開催し、共通対応による介護支援専門員へのサポート体制を強化します。</p> <p>◆市内医療機関と地域ケア関係者との連携を促進します。</p>
<p>(4)介護予防ケアマネジメント業務</p>	<p>・地域における要介護予防の取り組みの推進(地域住民・団体との協働による介護予防の取り組み促進)</p> <p>・市健康推進課と協働した二次予防対象高齢者の把握、及び予防事業に関するケアマネジメント業務</p> <p>■二次予防高齢者への情報提供と予防ケアマネジメントの実施</p> <p>■要支援認定者(要支援1・2)の予防給付に関するケアマネジメント業務</p> <p>■要支援1・2認定者への相談対応と予防ケアマネジメントの実施</p> <p>■介護予防教室・家族介護教室の開催(年間5回予定)</p> <p>■介護予防に関する知識普及や家族介護者の負担軽減を目的として、身近な地域での介護予防教室、家族介護教室、介護者の集いを実施します。</p> <p>・地域包括支援センター「介護予防業務連絡会」のなかで、地域の関係機関・団体と連携した健康推進・介護予防活動のリスト化を進め、地域の皆さんが参加する場づくりを進めます。</p>	<p>◆地域包括支援センターの保健師・看護師を中心とした「介護予防業務連絡会」を開催し、地域での予防推進の共通化を進めます。</p> <p>◆要支援 1・2 認定者が増加しており、職員一人当たりの予防プラン数が年々増加しています。予防プラン作成に対応する人員体制整備が全市的な課題となります。</p> <p>◆地域住民向けの予防教室、家族介護者教室は、6ヵ所の地域包括支援センター、3ヵ所の福祉相談センターが年間計画を立てて、市内全域で取り組みます。互いのセンター間の情報交換を進め、効果的な実施を図ります。</p> <p>※特に課題となっている男性介護者への情報の周知や男性介護者向けの企画・実施を継続して進めます。</p>

2. 基幹型地域包括支援センターとしての取り組み(市内全域)

事業名等	内容	備考
(1)地域ケア会議の実施	<p>・地域ケア会議の実施</p> <p>毎月第3木曜日の定例開催。市内地域包括支援センター6ヶ所、福祉相談センター3ヶ所、市高齢福祉課、介護保険課、健康推進課、多摩立川保健所、消費生活センター、地域あんしんセンターたちかわ、市民活動センター、シルバー人材センター、市内病院相談室・地域連携室が参加して地域ケアについての情報交換、意見交換を実施。基幹センターとして企画、開催、進行を担当します。</p> <p>・センター間の業務の平準化を図るとともに、関係機関間のネットワーク構築、情報交換を促進していきます。</p>	<p>◆地域包括ケアの基盤をつくるため、市内病院、保健所からの情報提供・意見交換も実施します。</p> <p>◆社協あんしんセンター・市民活動センターも参加し、地域包括支援センターとの連携を進めています。</p> <p>◆地域の新規開設事業、NPO・ボランティア活動の情報の周知を進めています。</p>
(2)地域包括支援センター・権利擁護業務連絡会	<p>・権利擁護業務連絡会の実施</p> <p>地域包括支援センター・福祉相談センターの社会福祉士、地域あんしんセンターたちかわ担当職員、市高齢福祉課担当職員、弁護士による「権利擁護業務連絡会」を2ヶ月に1回定期開催し、高齢者虐待防止法、成年後見制度利用支援、困難事例への対応などの情報交換・事例検討を行い、地域包括支援センターの権利擁護業務の円滑な推進の為に基盤整備を進めます。(年6回開催予定)</p> <p>その他、緊急対応が必要なケースが出た場合は連絡会を随時開催します。</p> <p>・虐待防止の普及・啓発</p> <p>地域の高齢者虐待防止・養護者への支援をテーマとした普及啓発、関係者への研修を行います。また、関係機関による拡大ネットワークの構築については、市高齢福祉課、あんしんセンターたちかわとの共同のもとに推進します。</p>	<p>◆センター職員の高齢者虐待防止法、成年後見制度などの共通対応を促進します。</p> <p>◆「立川市高齢者虐待対応マニュアル」を平成20年度から施行しています。虐待対応に必要な立川市、地域包括支援センター、関係者の連携と対応の流れを確認し、必要となる帳票類の整備を進めます。</p> <p>◆支援困難事例への対応方法の検討を行います。</p>
(3)地域包括支援センター・介護予防業務連絡会	<p>・介護予防業務連絡会</p> <p>市健康推進課保健師、市高齢福祉課担当職員、地域包括支援センターの看護師、市民活動センターたちかわ担当職員、オブザーバー参加の都老人総合研究所職員による「介護予防業務連絡会」を定期開催し、二次予防対象者への予防施策、地域での予防の知識の普及・啓発、地域団体との協働などの情報交換・事例検討を行い、地域包括支援センターの予防業務の円滑な推進を図ります。その他、地域包括支援センターの介護予防教室、介護者支援についてのセンター間情報交換・共同対応を推進します(年6回)。</p>	<p>◆2次予防対象高齢者への対応、予防マネジメントの方法の検討、センター間の共通理解の促進のほか、市民活動センターなどとの連携による地域住民活動との連携、社会資源開発を進めます。</p> <p>◆介護者の集い等の介護者支援の方策を検討し、推進していきます。</p>

<p>(4)地域包括支援センター・ケアマネジメント支援業務連絡会</p>	<p>・ケアマネジメント支援業務連絡会の実施 地域包括支援センターの主任介護支援専門員、地域あんしんセンターたちかわ担当職員、市高齢福祉課担当職員による「ケアマネジメント支援業務連絡会」を定期開催し、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心とした包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についての情報交換・事例検討を行います。地域包括支援センターのケアマネジメント支援業務の円滑な推進の為に基盤整備を進めます(年6回)。</p>	<p>◆地域包括支援センターの介護支援専門員に対するサポート機能の向上、ケアマネジメントの地域基盤の整備を進めます。 ◆地域包括ケアのための関係機関との連携促進を進めます。 ◆ショートステイ施設、グループホーム等との連携を進め、ケアマネジメントの基盤づくりを行います</p>
<p>(5)介護支援専門員への支援</p>	<p>・立川市介護支援専門員研修会の実施(年5回) 地域の介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を目的として、新任研修、現任研修のレベル別の研修プログラムを実施します。平成23年度は、地域包括ケアの基盤形成のため、地域の医療機関の協力を得て、在宅療養の基礎知識の取得を目的とした研修プログラムを実施します。また相談援助面接等のソーシャルワーク実践の基礎知識の習得も目指します。</p> <p>・立川市介護支援専門員連絡会(年4回) 地域包括支援センター6ヶ所の主任介護支援専門員、及び6生活圏域から選出された介護支援専門員による連絡会幹事会を組織し、連絡会における企画、実施、運営を行います。行政からの情報伝達、及びグループ討議を中心に介護支援専門員間の横の連携体制構築を行います。</p> <p>・東京都介護支援専門員研究協議会地域ブロック会への参加協力</p> <p>・福祉用具・住環境相談 介護支援専門員からの相談に対応し、理学療法士を利用者の自宅に派遣し、福祉用具の適用や活用、在宅生活継続に向けた住環境整備についてのアドバイスを実施します。</p>	<p>◆介護支援専門員のケアマネジメントの基礎となる知識・技術・価値の習得と地域実践の課題に即した研修プログラムを設定します。</p> <p>◆幹事会の場を通し、現場の課題を把握して協働した取り組みを進めていきます。また地域包括支援センターと地域の介護支援専門員の連携を進めていきます。</p> <p>※都内他地区の連絡会との情報交換を進めます。</p>

<p>(6)介護保険事業者・地域ケア関係者への支援</p>	<p>・地域福祉市民フォーラムの開催 地域福祉の推進を目的として、市民参加で地域ケアの課題について情報交換を行う「地域福祉市民フォーラム」を開催します。立川市、地域包括支援センター・福祉相談センター、社会福祉協議会の共催事業として、関係者間の連携を図りながら、市民の皆さんが地域福祉について考えていく機会としていきます。</p> <p>・立川市訪問介護事業者連絡会(年2回) 在宅ケアの中心的なサービスである訪問介護事業者の管理者・サービス提供責任者を対象とした連絡会を開催し、立川市からの情報提供、グループ討議等を活用した互いの情報交換の促進、先進事例の紹介、外部講師を招いての研修会を実施します。 ※別途、サービス提供責任者の懇談会を開催。</p> <p>・立川市通所介護・リハビリテーション事業者連絡会(年2回) 在宅ケア、介護予防等で中心的な役割を果たす通所系サービスの実務担当者を対象とした連絡会を開催し、立川市からの情報提供、グループ討議を活用した互いの情報交換の促進、予防プログラム等の先進的な取り組みの紹介、外部講師を招いての研修会を実施します。</p> <p>・立川市介護施設連絡会(年1回) 市内介護施設の相談員や介護支援専門員の横の連携体制を構築することを目標とします。また高齢者虐待防止に関する各施設の取り組みや地域連携の取り組みに関する情報交換を進めます。</p> <p>・立川市認知症対応型グループホーム連絡会 地域密着サービスである市内認知症対応型グループホームの情報交換を目的として開催します。市介護保険課、高齢福祉課、地域包括支援センターの連携により、開催します。</p> <p>・その他、制度改正の動向を把握しながら、随時必要となる事業者連絡会を企画・実施します。</p> <p>・FAX 等を使用して市内の社会資源新規情報、制度改定等に関するサービス事業者への情報の周知を図ります。</p>	<p>◆市民参加によるフォーラムとして、地域住民やケア関係者が地域福祉推進や今後の取り組み課題について意見交換する場として毎年開催しています。</p> <p>◆訪問介護事業者による幹事会を結成し、連絡会の企画内容の検討を進めています。</p> <p>◆通所介護・リハビリテーション事業所による市内幹事会を結成し、連絡会内容の企画の検討を進めています。</p>
<p>(8)高齢者等見守りネットワーク相談協力員全体研修</p>	<p>・立川市高齢者等見守りネットワークの相談協力員および地域包括支援センター・福祉相談センターの職員を対象とした全体研修会を企画・実施します。</p> <p>・関係機関と協力して、地域における見守り活動や支え合い活動の普及促進についての啓発を進めていきます。</p>	<p>◆見守りネットワーク事業の相談協力員の全体研修の場として実施。</p> <p>◆担当生活圏内の協力員懇談会も併せて実施します。</p> <p>◆「ちょこっとボランティア」の登録者への研修としても企画実施します。</p>

(9) 認知症サポーター養成研修	・認知症についての理解を深め、地域で支え手となる「認知症サポーター」の養成を地域の関係団体の協力のもと進めていきます。	◆地域の自治会や老人会、地域グループとの協力のもと、サポーター養成を順次進めていきます
(10) 東京都社会福祉協議会センター部会	・東京都社会福祉協議会センター部会へ参加・協力し、地域包括支援センター事業にかかる情報交換・ブロック活動等を推進します。	
(11) 各種連携会議への参加	・第一地区民協への参加と情報交換 ・担当圏域内の認知症対応型グループホーム運営推進会議への参加協力 ・東京都多摩立川保健所等の関係機関が主催する会議・委員会に職員を派遣し、ネットワーク形成を進めます。	
(12) 福祉用具展示・情報提供	・総合福祉センター1階の福祉用具展示・情報提供コーナーを活用した市民・利用者への相談対応を行います(随時)。 ・介護支援専門員・介護サービス事業者・市民を対象とした福祉用具・福祉住環境に関する相談対応、情報提供を実施します。 ・市民向けに短期の車いすの貸し出し事業を実施します。	◆福祉用具展示場は、来所相談者への福祉用具説明のほか、社会福祉士養成実習、小学生等の福祉教育用としても使われています。 ◆短期車いす貸し出し事業は、急病時等への対応として、高齢者のみではなく、さまざまな年代の市民に利用されています。

VI 市受託事業

立川市からの委託を受け、高齢者や障害者等を対象にサービスを提供します。

1. 機械入浴事業

事業名等	内容	備考
機械入浴事業	・自宅での入浴が困難な、在宅の寝たきり高齢者や障害者を対象に、総合福祉センターにおいて定期的に機械入浴による介護等サービスを提供します	◆利用者宅と施設の間は特殊寝台車により送迎します。 ◆移乗介護等の介護技術の研鑽に努めます。 ◆会議実施記録の管理と緊急時対応マニュアルの整備をしていきます。 ◆一日の利用者を最大 8 名まで受け入れられるようにしていきます。

2. 難病患者等ホームヘルプサービス

事業名等	内容	備考
難病患者等ホームヘルプサービス	・難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるように家事、介護を提供するホームヘルパーを派遣します	◆市内の難病認定者が非常に少ないので、現状の派遣を維持し利用者の状態安定を図ります。

VII 福祉作業所事業

企業就労が困難な心身障害者が通所し、授産作業等を通して収入を得ることで自立した生活を支援するために、福祉作業所を運営します。また、各作業所では、それぞれの地域性をいかして、地域住民や団体との連携により地域交流活動を行います。なお、本年度は、自立支援法移行最終期限となるため、立川市と意見交換を深めながら移行準備を進めていきます。

■栄福祉作業所

1. 授産事業

事業名等	内容	備考
(1)授産作業	・授産作業を通じて、自立生活を支援します。 ■付録の袋詰め、岩塩袋詰め、箱組み立て、ポストイング(チラン配り)、公園花壇管理(市委託作業)	◆新規作業の開拓をしていき利用者個々の適正に応じた作業の確保をめざします。
(2)手づくり品	・手づくり品を作製し、工賃収入の向上等を図ります。 ■手づくりビーズ商品(ネックレス、プレスレット、他) ■自家栽培ミント製品(しあわせフクロウ等)	◆お客さまが「買いたい」と思う商品をリサーチし、製作に取り組んでいきます。

2. レクリエーション活動の実施

事業名等	内容	備考
(1) 工場見学	・工場見学を行い、そこで働いている人の様子を見ることで「働く」ということを意識してもらい、就労意欲を引き出すよう支援します。	◆年2回実施します。
(2) 季節の行事	・作業だけでは感じられない季節感を得るために、季節行事を実施します。 ■4月1日 開所式(家族参加行事) ■8月初旬 流しソーメン(作業所内開催 家族参加行事) ■12月22日 クリスマス会(外出) ■12月28日 年末食事会(作業所内) ■1月4日 新年会 ■2月初旬 ボウリング大会&外食	◆多様な行事を実施します。
(3)バーベキュー大会	・野外での調理を楽しみ、リフレッシュを図るためにバーベキューを行います。	◆7月上旬に昭和記念公園で実施します。
(4)カラオケ	・カラオケを実施することで、利用者のリフレッシュを図ります。	◆さかえ会館で行います。

3. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティア	・夏の体験ボランティアや年間を通して、作業ボランティアの受け入れを行います。また、高次脳機能障害の方の社会復帰準備や、高齢者の生きがい等を目的とするボランティア活動も受け入れていきます。	◆市民の積極的な受入を行います。
(2)社会福祉関係資格実習生の受入	・社会福祉士資格取得等を旨とする大学生等の実習を受け入れます。	

(3)特別支援学校実習生受入	・当事業所の利用希望する方を中心に、特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。
(4)体験ボランティアの受入	・立川ろう学校中学部のボランティア体験を受け入れます。(年3回)	◆ろう学校学生、作業所利用者の双方が、さまざまな障害の方に触れあう機会となります。 ◆言語以外のコミュニケーション(手話等)を利用者が体験できる機会となります。
(5)体験学習の受入	・市内中学校の職場体験学習の受入を行います。	◆作業所において、障害当事者と作業を中心とした交流を図ることにより、障害への理解を深めます。また、職業として作業所支援員の役割を理解できるよう体験していただきます。

4. 地域自治会等との交流

事業名等	内容	備考
(1)栄作業所夏まつり	・自治会、グットネイバー、子ども会等地域の方々の協力により「夏まつり」開催します。	◆7月下旬に行い、地域の方と利用者との「顔が見える関係づくり」を目指します。また、利用者が多くの経験することにより社会経験の向上を図ります。

■富士見福祉作業所

1. 授産事業

事業名等	内容	備考
(1)民間企業からの授産作業	・授産作業を通じて、自立生活を支援します。 ■付録の袋詰め、お菓子の箱の組立、ポストイン(チラシ配り)、DM封入作業他	◆新規作業の開拓をしていき、利用者個々の適正に応じた作業の確保を引き続きおこない工賃の安定をめざします。

2. レクリエーション活動の実施

事業名等	内容	備考
(1)一日外出	・自己決定力の向上を図ることや、公共交通機関を利用し、社会性を身につけることを目的に、一日外出を行います。	◆年3回実施します。(5月、11月、3月)
(2)季節の行事	・作業だけでは感じられない季節感を得るために、季節行事を実施します。 ■お花見 4月 ■プール活動 8月 ■クリスマス会 12月下旬 ■忘年会 12月仕事納め ■新年会 1月上旬	◆多様な行事を実施します。
(3)調理	・利用者でメニューを決めることで自己決定力の向上を図ることなどを目的に実施します。 ■毎週木曜日実施。	◆年2回は外食を行います。

3. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティア	・夏の体験ボランティアや年間を通して、作業ボランティアの受け入れを行います。また、高次脳機能障害の方の社会復帰準備や、高齢者の生きがい等を目的とするボランティア活動も受け入れていきます。	◆他係と連携し受け入れの環境を整えていきます。 ◆地域のボランティアの受け入れを行い、市民と利用者との交流の場をつくっていきます。 ◆他の施設で受け入れ困難な方を受け入れていき生きがいを得る場をつくっていきます。
(2)社会福祉関係資格実習生の受入	・社会福祉士資格取得等を目指す大学生等の実習を受け入れます。	
(3)特別支援学校実習生受入	・当事業所の利用希望する方を中心に、特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。

4. 地域自治会等との交流

事業名等	内容	備考
(1)地域老人会との交流	・地域の方と利用者との「顔が見える関係づくり」を目指しますとともに、利用者の社会経験の充実を図ります。 ■ゲートボール…毎週金曜日、自治会内公園で実施します。 ■切手きり…毎月第4火曜日にサロンの場として作業所にて合同で実施します。 ■公園清掃…毎月第1、3火曜日、自治会内公園の清掃のお手伝いします。	◆ゲートボールについては、9月上旬に市民大会への参加を予定しています。
(2)地域自治会との交流	・利用者の地域性活力を向上するために地域自治会との交流を図ります。 ■流しそめん…7月上旬 富士見作業所前にて実施予定(招待:あすなる会(老人会)、地域住民) ■もちつき…2月中旬 富士見作業所前にて実施予定(招待:あすなる会(老人会)、地域住民)	◆地元の自治会に継続して加入します。

5. 喫茶コーナー「はあもにい♪」の運営

新庁舎での喫茶コーナーを立川市福祉施設交流連絡会等との連携によって運営し、「福祉的就労」から「一般就労」に向けての支援を行います。

事業名等	内容	備考
(1)メニューの充実	・「うどピラフ」の導入など、今後も市内の農家や業者と連携をして、喫茶のコンセプト「立川産」のこだわったメニューを開発していきます。	◆お客様のご要望をリサーチしながら、市庁舎という環境の中、どのような飲食物を提供したら良いかを検討しながら、メニューを充実させていきます。
(2)就労に向けた取り組み	・喫茶という作業種目を活かし、就労へ向けたトレーニングを実施していきます。接客することによる挨拶、言葉遣い、身なり等の獲得や日常業務の中で連絡、報告、相談等、社会人としての基礎を学ぶよう意識し取り組んでいきます。	◆ビジネスマナーの向上のため、積極的に勉強会を開催します。

(3)企業見学会の実施	・障害者を雇用している企業や特例子会社への見学会を企画、実施していきます。	
(4)就労機関との連携	・立川市就労支援事業、ハローワーク等の就労支援機関と連携をとりながら事業を進めていきます。	
(5)手づくり作品販売	・立川市福祉施設交流連絡会で希望する施設の手づくり作品販売を行います。	◆平成22年11月23～28日に、はあもにいに隣接する市民交流スペースにて障害者施設のパネル展を開催。イベント期間中にて試験的に販売を実施し、概ね好評でした。
(6)市内特産品の販売	・立川市産業振興課、立川市商工会議所と連携をして、市内業者が作成した特産品販売を行います。	◆今年度より実施予定です。

■栄・富士見作業所共通の事業

1. レクリエーション等

事業名等	内容	備考
(1)遠足	■6月予定	◆利用者で行く場所や行程を決めることで自己決定力の向上を図るとともに社会経験の場を提供していきます。
(2)宿泊事業 (2泊3日)	■9月20日～22日 予定	
(3)立川市心身障害者スポーツ大会	■10月2日(日)	

2. 研修・その他

事業名等	内容	備考
(1)立川市内福祉施設交流連絡会	・立川市内の福祉施設が連携し、情報を共有することにより各施設利用者へのサービス等事業の充実を図ることを目的に連絡会を開催します。 ■研修会 年2回 ■定例会 隔月開催	◆自立支援協議会とタイアップし、支援のレベルアップを図ります。
(2)職員研修	・外部研修等を受講し職員の資質向上に努めます。 ■東京都障害者通所施設職員研修会(年8回程度) ■市立心身障害児・者施設協議会主催職員研修会(年2回程度)	
(3)利用者健康管理	・利用者の健康管理に努めます。 ■健康診断 9月中旬実施予定 ■歯ミカップへの参加 10月頃開催予定	◆多摩立川保健所と連携を図りながら「健康」の保持、増進を図ります。

3. 立川市受託作業

事業名等	内容	備考
(1)花苗の育成	<p>・立川市からの委託作業として、公園や歩道の植え込みに植える花を3期に別けその季節の花の苗を育成します。</p> <p>■第1期…5月中旬～6月中旬 ■第2期…9月中旬～10月中旬 ■第3期…11月上旬～12月中旬</p>	◆利用者個々の適性に応じた作業を確保して工賃のアップを目指します。
(2)都市軸の清掃	<p>立・川市からの委託事業として市内の施設と協働して毎週水曜日に清掃を行います</p> <p>■1施設としては月2回、上半期については計12回の清掃活動を行います</p>	◆社協として、市内の施設を取りまとめる役割を担っていきます。

VIII 居宅介護支援事業

利用契約された市民に対し、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、質の高いケアマネジメントを行うことにより、市民の安心生活に寄与します。また契約制度における地域のセーフティネットとして、緊急対応が必要な事例や支援困難事例への対応、介護予防プランへの協力を地域包括支援センターと連携して実施します。また、地域包括支援センターが実施する各種事業に協力していきます。

事業名等	内容	備考
(1)介護サービス計画の作成	<p>立川市民の居宅サービス計画を作成することにより</p> <p>①市民の安心に寄与し、②市内の福祉・介護ニーズを把握し、地域包括支援センター事業と連携を図り、③介護保険事業全体の健全運営に寄与します。</p> <p>■契約された市民に対するケアマネジメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期相談～訪問面接 ・アセスメント(生活課題の分析・抽出) ・ケアプラン(介護・予防サービス計画)の作成 ・サービスの実施(依頼・連絡・調整) ・モニタリング(状況確認、サービス担当者会議開催) ・評価～再アセスメント <p>以上のケアマネジメントサイクルの実施を通し、市民の生活課題の解決、生活の質の向上をめざします。</p>	<p>◆介護サービス計画作成 月120件以上、予防サービス計画作成 月10件以上の作成を行います。</p> <p>◆居宅介護支援事業所からみる地域サービス全体のモニタリング機能をもっています。ケアマネジメントは介護保険制度の要であり、ケアマネジャーは制度におけるキーパーソンの役割があります。困難といわれる事例が地域から見放されることがないようセーフティネットの役割を担っています。</p>
(2)小地域ケア会議・介護支援専門員連絡会等のネットワーク会議への参加協力	<p>『地域におけるネットワーク作りへの参加・協力』</p> <p>地域包括支援センターが実施する小地域ケア会議、介護支援専門員連絡会、各種研修会等への参加・協力により、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、各関係機関との情報交流を行い、地域でのネットワーク作り寄与します。</p>	◆介護保険事業に関わる相談機関間の連携を強化します。またサービス事業所とのパイプ作りを担い、市内のケアマネジャー等の持つ悩みや制度の課題等に一早く気づく事で、立川市や地域包括支援センターとの連携や活動協力を図ってきています。また、各種事業への協力を通して、基幹地域包括支援センターの活動の側面支援を担います。

(3)介護認定調査委託事業の実施	立川市の要介護認定調査(訪問調査)に協力します。	◆立川市への協力および他市在住者で近隣施設入所者、近隣病院入院者への調査協力を実施します。
------------------	--------------------------	---

Ⅸ 通所介護事業

地域におけるセーフティネットを構築し、地域の福祉課題を把握するために、「介護予防通所介護」「一般型通所介護」「介護予防認知症対応型通所介護」「認知症対応型通所介護」の事業を行います。

通所介護事業は要支援、要介護認定を受けた高齢者がデイサービスに通い、仲間とふれ合うことで社会的孤立感を解消し、創作的活動や機能訓練を通じて心身の機能の維持を行い、利用者家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的とします。

平成 21 年度の利用者増により、平成 22 年度から『小規模事業所⇒通常規模事業所』へと報酬基準が変わりました。このため、一利用者当たりのサービス提供単価は減収となり、さらに通所介護の「給地区分」のマイナス改定による影響もありましたが、利用状況維持の様々な工夫(入浴枠拡大、機能訓練や広報の充実)により一定収入を図りました。

そして、平成 23 年度は、安定的な利用者数を維持したサービス提供を目指すとともに、重点取組み事項として、「機能訓練体制の強化」、「入浴サービスの充実」、「認知症利用者に適したスペースの設置」、「地域との交流」を進めていきます。機能訓練は、介護予防の視点から理学療法士または作業療法士の指導によりその充実・強化を図ります。入浴サービスは、多くの利用者が入浴できると同時に、サービスの質の改善・強化を図ります。認知症スペースは、認知症の利用者に適した環境、療法等を導入し、個別的ケアと尊厳保持、また、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるためのケアを基本としながら、セーフティネットの役割を果たしてまいります。

1. 一般型通所介護

事業名等	内容	備考
(1)介護予防型通所介護	・要支援者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います。	◆理学療法士等による運動器機能向上に力を入れます。 具体的には、機能訓練指導のセラピストの派遣の活用をしていきます。
(2)一般型通所介護	・要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います。	◆年間総延べ利用者数 3,804 名を目指します

2. 認知症対応型通所介護

事業名等	内容	備考
(1)介護予防認知症対応型通所介護	・認知症高齢者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います。	◆認知症スペースは認知症の利用者に適した環境、療法等を導入し、個別的ケアと尊厳保持を目指します。 ◆年間総延べ利用者数 2,412 名を目指します。
(2)認知症対応型通所介護		

3. 会議・研修計画

事業名等	内容	備考
(1)運営会議	・常勤職員が出席し、運営課題の改善を図ります。	◆月2回 (運営会議、業務改善ケース会議)

(2)全体会議	・常勤、非常勤職員の全員が参加し、情報共有、業務改善を図ります。	◆年4回 (法人理念、計画、マニュアルの確認、ケア方針の統一、情報交換等)
(3)全体研修	・常勤、非常勤職員の全員が参加し、全体の能力向上を目的に、講演会や事例検討等の研修を行います。	◆年4回 (事例検討、講師による介護技術等のスキルアップ)
(4)運転職員研修	・送迎車運転職員の技能の向上のために、外部研修に参加します。	◆年1回 (および新任者は新任研修)

4. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティアの受入	・夏の体験ボランティアの受け入れ、および年間を通して、活動、行事、お茶入れなどの業務補助のためのボランティア受け入れを行います。	◆地域のボランティア受け入れを行い、地域と施設との交流の場をつくっていきます。
(2)実習生の受入	・社会福祉士資格を目指す学生等の受け入れを行います。 ・中学生の職場体験などの受入を行います。	◆社協全体で受け入れる実習の一部を担います。

X 訪問介護事業

要支援、要介護認定を受けた高齢者が、住みなれた地域での生活を継続できるように、その居宅にホームヘルパーを派遣します。

訪問介護事業は、恒常的なヘルパー人材の不足が続いています。平成23年度も「人材確保」を重点取り組み事項としていきます。ヘルパーの雇用形態、介護職の処遇改善、募集の方法等を見直して人材確保に努めます。また、サービス提供責任者やベテランヘルパーから新任のヘルパーへと技術の伝承や情報共有を図ることによってサービスの質を高め、利用者の要望に応え、地域の社会資源としての『人材育成』に貢献していきます。

1. 訪問介護

事業名等	内容	備考
(1)介護予防訪問介護	・要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる支援を行います。	◆質の高いサービス事業所として東京都への届出により、「特定事業所」の指定を受けています。 ◆合計で年間 23,760 時間の派遣を目指します。
(2)訪問介護	・利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。	

2. 会議・研修計画

事業名等	内容	備考
(1)サービス提供責任者会議	・係長、管理者、サービス提供責任者が出席し、運営課題の検討やケース検討のためにいきます。	◆月1回
(2)業務改善会議	・管理者、サービス提供責任者が出席し、業務課題の改善のためにいきます。	◆援助を困難にする複合課題ケースなどの検討、時間外勤務の短縮などに取り組んでいます。月1回

(3)ヘルパー研修	<p>・ヘルパーを対象に、ヘルパーの資質向上を目指してグループ討議や、講師を招いた講演会を行います。</p> <p>おもな年間予定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ヘルパーの心得 ■倫理・法令遵守 ■動作介助研修(移乗介護等身体介護) ■緊急対応と応急処置 ■災害時のヘルパーの行動について(仮) 	<p>◆サービス提供責任者とヘルパーの連携や、会議・研修の定期開催など、取り組みが特定事業所として評価されています。</p> <p>◆年 5 回</p>
(4)ヘルパーグループ会議・研修	<p>・ヘルパーが少人数のグループ単位で選択した課題について会議や勉強会を開催します。</p> <p>おもな年間予定：</p> <ul style="list-style-type: none"> ■感染症予防と対策(ノロウイルス、食中毒) ■ヒヤリハット事例検討 ■ヘルパー業務における防災と災害時対応 ■家事援助(生活援助)調理編・掃除編 ■事例検討、記録のとり方 ■認知症について 	<p>◆年 6 回実施</p> <p>◆全体研修と合わせ、ほぼ毎月ヘルパー間での交流やスキルアップを目指します。</p> <p>◆ヘルパー同士の交流の機会を持つことにより、孤立感やストレス軽減を図ります。</p>

X I 生活介護支援事業

地域において就労の機会等が得がたい在宅重度障害者が通所し、機能訓練、文化的活動、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を図ると共に生きがいを高めることを目指します。一つの事業所ですが、現在は、身体障害者用のデイルーム(マンボウ)と知的障害者用のデイルーム(コスモス)に分かれて、活動を行っています。

立川市の新庁舎移行に伴う総合福祉センターの空きスペースを利用し、医療的ケアが必要な方を受け入れていきます。

■マンボウ(身体障害者用デイルーム)

1. 日常活動

事業名等	内容	備考
(1)PT(理学療法)	<p>・東京小児療育病院より理学療法士を派遣依頼し実施します。(年 6 回)</p>	<p>◆基本動作能力の機能回復・維持を目的に、動きの悪くなった関節の可動域拡大や筋肉低下に対する強化、体力の維持・向上を図ります。</p>
(2)OT(作業療法)	<p>・東京小児療育病院より作業療法士を派遣依頼し、実施します。(年 6 回)</p>	<p>◆日常生活の諸動作に必要な心身機能の回復・維持を図っていきます。</p>
(3)プール活動	<p>・センター内プールを利用し、実施します。(週 2 回)</p>	<p>◆日常生活では使わない低下した筋力の向上を目指します。</p>
(4)調理活動	<p>・調理室とランチルームにて実施します。(月 2 回)</p>	<p>◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけることを目的としています。</p>
(5)足浴	<p>・デイルームまたは屋外にて足浴を行います。(週 2 回)</p>	<p>◆足浴によるリラクゼーションを図ります。</p>
(6)半日外出	<p>・電車体験及び立川駅周辺への散策等を実施します。</p>	<p>◆2～5 グループに分かれ、電車体験において公共機関の利用を行うことで社会性を身につけることを目標とします。</p>

(7)一日外出	・グループごとに分かれ、目的を持って外出します。 (年3回)	◆市内外の施設などへ出かけ、社会経験の幅を広げるよう支援していきます。
(8)音楽	・利用者自身が選曲した曲をかけ、発声したり、楽器を鳴らしたりそれぞれに音楽を楽しみます。(週1回)	◆利用者のリフレッシュ、レクリエーションを目的に実施。各自の好きな音楽を探し、実践することにより他の活動においても自身の意思を示すよう支援していきます。
(9)避難訓練	・利用者、職員に対して、避難誘導等の訓練を実施します。(月1回)	◆継続的に行うことで災害時にすばやい避難を可能にすることを目的とします。
(10)レクリエーション	・利用者全員がかかわれるゲームを考案し実施します。 (週1回)	◆集団で行うゲームを通して協調性を身につけ、団体の中で自己決定及び意思表示を行う経験を得ることを目的としています。
(11)季節行事	・季節を感じることでできるレクリエーションを行います。 (月1回)	◆行事準備を自ら行うことで、参加しつくりあげる経験を得て、協調性及び主体性を養うことを目的とします。
(12)健康診断	・立川保健所にて実施します。また、嘱託医による健康相談を実施します。(年5回)	◆個々の健康状態を把握し食事や運動について今後の支援に活かします。
(13)お菓子作り	・調理室とランチルームにて実施します。(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけるとともにお菓子を作ることを楽しみます。
(14)家族懇談会	・事業計画・報告、活動方針、満足同調査結果等の説明を行います。またご意見やご要望をお聞きし、事業所運営に反映させていただきます。(適宜開催)	

2. 実習生等の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)特別支援学校実習生受入	・当事業所の利用希望する方を中心に、特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。
(2)職場体験	・市内中学校生の職場体験に協力します。	
(3)大学生等実習受け入れ	・社会福祉士取得のための実習や、「教員免許法の特例による介護等体験事業」における介護体験者を受け入れます。	

■コスモス(知的障害者用デイルーム)

1. 日常活動

事業名等	内容	備考
(1)PT(理学療法)	・東京小児療育病院より理学療法士を派遣依頼し実施します。(年4回)	◆基本動作能力の機能回復・維持を目的に、動きの悪くなった関節の可動域拡大や筋肉低下に対する強化、体力の維持・向上を図ります。
(2)OT(作業療法)	・東京小児療育病院より作業療法士を派遣依頼し、実施します。(年2回)	◆日常生活の諸動作に必要な心身機能の回復・維持を図ります。
(3)プール指導	・総合福祉センター内のプールを使用し講師の指導を受けて実施。 ■6月から9月に8回実施	◆水の抵抗や水圧、浮力を生かして、水中運動を行うことで、体力の維持・向上を図っていきます。
(4)プール活動	・センター内プールを利用します。(週2回)	◆日常生活では使わない低下した筋力の向上を目指します。
(5)健康体操	・健康運動指導士の指導を受けて実施します。(年12回)	◆バランスボールやゴムボールを使用した体操を行い、体力の維持・向上を図ります。
(6)音楽療法	・音楽療法士の指導を受けて実施します。(月2回)	◆音楽の持つ生理的、心理的、社会的機能を用いて、心身の機能の維持改善、生活の質の向上を図っていきます。
(7)お菓子作り	・調理室とランチルームにて実施します。(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけるとともにお菓子を作ることを楽しみます。
(8)調理	・調理室とランチルームにて実施します。(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけることを目的とします。
(9)一日外出	・6グループに分かれ、目的を持って年3回外出します。 ■6月、9月、通年に実施	◆市内外の施設などへ出かけ、社会経験の幅を広げるよう支援します。
(10)足浴	・デイルームにて行います。(週1回)	◆足浴によるリラクゼーションを図ります。
(11)スノーズレン	・デイルームにて行います。(随時)	◆視覚、聴覚、触覚、嗅覚などへの刺激を感じ取り、それを楽しみ、くつろげる環境を提供していきます。
(12)紙作品作り	・デイルームにて行います。(随時)	◆牛乳パックを再生して紙作品作りを行い、紙鍋敷き、紙コースターなどを創作します。
(13)避難訓練	・利用者・職員に対して、避難誘導等の訓練を実施します。(月1回)	◆継続的に行うことで災害時にすばやい避難を可能にすることを目的に行います
(14)季節行事	・季節にあった行事を行います ■5月 端午の節句、7月 七夕、8月 夏祭り、9月 お月見、10月 ハロウィン、11月 運動会、12月 クリスマス会、1月 新年会、2月 節分、3月 ひな祭り	

(15)健康診断	・立川保健所にて実施します(年6回)	◆個々の健康状態を把握し食事や運動について今後の支援活動に活かします。
(16)家族懇談会	・活動方針、満足度調査結果の説明を行います。(年2回)	

2. 実習生等の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)特別支援学校実習生受入	・当事業所の利用希望する方を中心に、特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。
(2)職場体験	・市内中学校生の職場体験に協力します。	
(3)大学生等実習受け入れ	・社会福祉士取得のための実習や、「教員免許法の特例による介護等体験事業」における実習生を受入れます。	

■マンボウ・コスモス共通事業

事業名等	内容	備考
(1)緊急一時保護事業	・介護者(家族)の負担軽減や冠婚葬祭等の急な所用時等に、一時保護を行います。 ■一人につき月3回、1日につき2名を上限、最大21時まで利用できます。	◆市受託事業
(2)医療的ケアが必要な方の受入	・気管切開等を伴わない、軽微な医療的ケアが必要な方を受け入れます。受け入れに関しては、市障害福祉課、当事業所嘱託医、当会事業所職員等による調整会議を開催し、受入の可否を決定します。 ■一人につき週3回、1日につき2名を上限	◆市補助事業
(3)さらり祭り	・当事業所主催で「さらりまつり」を開催し、地域住民との交流をはかります。 ■8月下旬開催予定	
(4)地域交流会	・地域で活躍しているサークル(音楽、ダンス等)や、学校クラブ活動等に活動の場を提供することで、交流を図ります。	

ⅩⅡ 福祉サービス総合支援事業

判断能力の低下により日々の生活に何らかの不安を抱えている市民(高齢者や障害者等)が、適切な福祉サービス等を利用しながら安心して生活できるよう、福祉サービスの利用にかかる総合相談や日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業と同制度の普及啓発、法人後見の受任等を行います。また、今年度からは、第3次あいあいプラン21に基づき、新たな「後見サポーター(仮称)」の養成等を行います。センター運営については、成年後見制度の推進機関も兼ねた専門職や地域の関係機関等で構成された運営委員会を設置して行います。

1. 福祉サービス総合支援事業

事業名等	内容	備考
(1)運営委員会	・専門職や地域の関係機関により構成された運営委員会を設置して、センターの運営方針や事業計画、法人後見受任や援助困難ケース等について専門的、中立的、客観的な視点をもった検討などを行いません。また、成年後見制度推進機関としての機能も兼務します。(年6回開催)	◆運営委員は、学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、地域包括支援センター職員(社会福祉士)、障害者関係団体役員、民生委員、行政職員の8名で構成しています。

2. 総合相談事業

事業名等	内容	備考
(1)総合相談の受付	・介護保険や障害者自立支援法等の福祉サービスの利用や権利擁護、成年後見制度等に関する総合的な相談対応を行います。	◆窓口、電話、訪問での相談に応じます。
(2)苦情対応窓口の設置	・福祉サービス利用者と事業者間の福祉サービスにかかる苦情等の相談を受付けます。	◆福祉サービス利用の適切な提供と利用に寄与します。
(3)相続相談の実施	・相続に関する親族間の紛争解決や死後の財産等の自己決定の支援などの専門相談として「相続アドバイザー協議会」の協力により実施します。	◆毎月第2・4火曜日 午後 伊勢丹あいあいステーション

3. 日常生活自立支援事業

事業名等	内容	備考
(1)日常生活自立支援事業	・高齢者や障害者等で判断能力に不安があり、自己選択や自己決定が難しい市民が安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業を実施します。 ■福祉サービスの利用援助サービス ■日常的な金銭管理サービス ■書類等の預かりサービス	◆福祉サービスの利用援助を中心に利用者本人との契約により実施します。

4. 成年後見制度の利用支援及び同制度の普及・推進

事業名等	内容	備考
(1)成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度の概要や利用、申立て等に関する相談に応じます。 ■司法書士による専門相談の実施 ■市長申立て等の手続きや後見人等候補者の選定 ■出前講座や同制度に関わる講演会の実施	◆専門相談 毎月第2土曜日 午後 伊勢丹あいあいステーション

(2) 成年後見制度の普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都成年後見制度活用あんしん生活創造事業に基づき、成年後見制度の推進機関として「地域あんしんセンターたちかわ」を位置づけ、行政および関係機関と連携して同制度の普及・推進に努めます。 ■後見人等連絡会の開催 ■相談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内で後見人等を受任されている親族や第三者(専門職)後見人等の支援と、行政や地域の関係機関等とのネットワークを形成して同制度の普及推進を図ります。
(3) 法人後見人等の受任	<ul style="list-style-type: none"> ・親族等、他に適切な後見人等がない市民に対して、本会が法人として後見人等を受任します。 ■法人後見等の受任 	<ul style="list-style-type: none"> ◆受任については、運営委員会での助言、指導に基づいて会長が決定します。
(4) 後見サポーター(仮称)の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画による権利擁護を推進するため、法人後見受任ケース等を支援し、地域で支える役割を担う「後見サポーター(仮称)」の養成等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「後見サポーター(仮称)」の養成を行います。
(5) 東京都成年後見人等養成事業への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会貢献型後見人養成講座」の修了者を生活支援員や法人後見等の履行補助者として受入れます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京都の実施する事業に協力します。

5. たちかわ入居支援福祉制度

事業名等	内容	備考
(1) たちかわ入居支援福祉制度	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力の不十分な高齢者や障害者等が民間賃貸住宅の入居や契約更新の際に、親族等の適切な保証人のいない場合に「日常生活自立支援事業」の契約と併せて本会が保証人となり、生活サポートを行いながら地域での安定した生活が継続できるよう支援します。 ■滞納家賃保障 ■残存家財処分 ■死後の火葬や事務処理等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆申請窓口や利用決定は、市高齢福祉課、障害福祉課で行います。利用決定後、本人との契約によって民間住宅賃貸借契約の保証人となります。

6. 関係機関とのネットワークの形成

事業名等	内容	備考
(1) 連絡会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・各種連絡会等に参加して事業運営に関する情報収集やネットワークの形成を図り、市民の権利擁護や支援困難ケース等の課題解決ができるよう努めます。 ■東京都 <ul style="list-style-type: none"> ○区市町村連絡会 ・成年後見制度推進機関連絡会 ○同制度関係機関合同会議 ・苦情対応機関情報交換会等 ■東社協 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉権利擁護事業業務連絡会 等 ■立川市、地域包括支援センター <ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議 ・小地域ケア会議 ・福祉相談センター連絡会 ・権利擁護業務連絡会 ・主任介護支援専門員連絡会 ・介護支援専門員連絡会 ・高齢者ケア研究会 等 ■その他関係機関との連絡会等 <ul style="list-style-type: none"> ○都内社協北多摩西部ブロック連絡会 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種連絡会への参加を通して権利擁護支援システムの充実とともに職員のスキルアップに努めます。

(2) 支援困難ケース等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待ケースや悪質商法被害への対応など、支援困難ケースへの対応として、成年後見制度等を活用した支援を行政や関係機関等と連携して取組みます。 ■「高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」への参加 ■ケースカンファレンスへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆虐待対応については、行政や地域包括支援センターと作成した「高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて支援を行います。
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会等へ参加して職員のスキルアップに努めます。また、視察受入れや講師派遣等を行い、立川市の権利擁護システムや地域あんしんセンターたちかわの周知に努めます。 ■各種研修会等参加 ○東社協地域福祉権利擁護事業専門員、業務担当者、生活支援員研修 ・都成年後見制度基礎、専門研修 ・苦情対応機関研修 ・市介護支援専門員研修等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆視察対応や講師派遣等については、あらかじめ内容、目的等の相談調整をした上で受入れています。

XIII 自立支援ホームヘルプサービス事業

障害者自立支援法に則り、身体障害、知的障害、精神障害のある方々が自立した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣します。また、市内公立小・中学校の普通学級に通学している介助を必要とする児童・生徒が、安全で安心して学校生活を送れるよう介助員を派遣します。

1. 居宅介護事業

事業名等	内容	備考
居宅介護事業	・障害者の居宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介助を行います。	◆年間 3,552 時間を目指します。

2. 重度訪問介護事業

事業名等	内容	備考
重度訪問介護事業	・重度の肢体不自由者で、常時介護を要する方の身体介護や家事援助、移動の介護、見守り等生活全般を支援します。	◆年間 144 時間を目指します。

3. 移動支援事業

事業名等	内容	備考
移動支援事業	・肢体不自由者で外出に車椅子を必要とする方や視覚障害者、知的障害者、精神障害者で屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出の支援を行います。	◆年間 201 時間を目指します。

4. 学級臨時介助員事業

事業名等	内容	備考
通常の学級臨時介助員事業	・市民活動センターのコーディネートのもと、立川市立小・中学校における学校生活のための介助を必要とされる方を対象に介助員の派遣実務を行います。(肢体不自由児等で車椅子を必要とする方などの着替え、排泄介助等)	◆市民活動センターたちかわとの連携・協働により、平成 22 年度より実施しています。

5. 会議、研修計画

事業名等	内容	備考
(1)サービス提供責任者会議	・係長、サービス提供責任者が出席し、運営課題の検討やケース検討を行います。	◆訪問介護(介護保険事業)と共通
(2)業務改善会議	・係長、サービス提供責任者が出席し、業務課題の改善のためを図ります。	◆訪問介護(介護保険事業)と共通
(3)ヘルパー研修	・ヘルパーを対象に、ヘルパーの資質向上を目指してグループ討議や、講師を招いた講演会を行います。	◆訪問介護(介護保険事業)と合同
(4)ヘルパーグループ会議	・ヘルパーが自主的に課題を選び、勉強会を開催します。(年5回)	◆訪問介護(介護保険事業)と合同

XIV 低所得者・離職者対策事業●立川市受託事業

一定の所得以下もしくは離職状況の方の生活安定に向けた対策事業として、生活や就職に関する相談、中三、高三のお子さんの塾代・受験料代の貸付など、全般的な生活相談を立川市行政と連携を図りながら実施します。

1. 低所得者・離職者対策事業

事業名等	内容	備考
(1)事業の広報・普及啓発活動	・本事業の広報・普及活動を、ホームページや市内関係機関・団体と連携し、幅広く周知していきます	◆生活安定応援事業が平成 22 年度で一旦終了し、新たに、実施する事業です。
(2)低所得者・離職者に対する常設の相談窓口	・低所得者や離職者に対する常設の相談窓口を設け、就職や生活安定に向けたさまざまな相談援助・支援を行います	◆旧事業とほぼ同じ内容となっておりますが、就職チャレンジ支援事業および生活サポート貸付事業は、平成 22 年度で廃止となりました。
(3)受験生チャレンジ支援貸付事業	・学習塾の受講料や大学等の受験料の貸付を行います ■学習塾等受講料貸付金／中学 3 年生または高校 3 年生がいる世帯が対象 ■大学等受験料貸付金／中学 3 年生または高校 3 年生がいる世帯が対象	◆学習塾の受講料や大学等の受験料の貸付に対するニーズは年々高まっており、今年度も昨年に引き続き、教育委員会の協力の下、市内の中学校等への PR を行います。

XV 住宅手当緊急特別措置事業●立川市受託事業

離職により、住宅を喪失またはそのおそれのある市民で常用就職の意欲のある方を対象に、住宅手当を支給し、住宅や就労の確保に向けた支援を行うことを目的とした事業をハローワークや立川市と連携を密にとりながら実施します。

1. 住宅手当緊急特別措置事業

事業名等	内容	備考
(1)住宅手当	・住宅手当の支給と同時に、支給を受けた方々に対しての面接など常用就職に向けた支援を行います。	<p>◆第2のセーフティネットとして、着実に根付いてきたと同時に、年間相談数も2000件を超えるなど、依然として不況の余波が続いていることが伺えます。</p> <p>◆貧困問題・生活保護制度と表裏一体の面がありますが、今後も新たな生活課題に取り組む事業と位置づけて実施していきます。</p> <p>◆平成23年度末までの時限事業の予定です。</p>

■特別会計事業

I 歳末たすけあい運動事業

共同募金の一環として、12月に、市内自治会をはじめ、さまざまな団体の協力を得ながら、地域福祉の推進をはかるために募金活動を実施します。なお、ここで集められた募金については、翌年度に地域福祉活動費として配分を受け、社協の地域福祉推進に活用しています。

事業名等	内容	備考
歳末たすけあい運動募金	・地域自治会を中心に、市内各団体に協力を求め、募金活動を実施します。 ■目標 6,474千円	

II 奨学金事業

離職者世帯の支援を目的の一つにおいて、期間を定め奨学金の貸付を行います。また、その利用状況に応じて事業の見直しを図っていきます。

事業名等	内容	備考
奨学金貸付事業	・離職者世帯を対象とした奨学金貸付事業。	◆H2年に立川市から移管された事業ですが、生活福祉資金等の充実のため、H15年度より離職者世帯を対象としています。

III 収益事業

法人の自立基盤強化のため、市内公共施設等に自動販売機を設置し、その収益を地域福祉活動に充てていきます。

事業名等	内容	備考
自動販売機の設置	・総合福祉センターをはじめ、市内8ヵ所の施設に10台の自動販売機を設置しています。 ■目標 2,888千円の収益	◆販売機自体の広報媒体としての活用を検討します。

■東京都共同募金会立川地区協力会事業

I 赤い羽根共同募金運動

民間福祉事業の振興を図るために、10月1日より全国的に展開される「赤い羽根共同募金運動」を展開します。今年度より、地区配分推せん委員会を設置し、地域への募金の配分について、共同募金会へ推薦を行います

事業名等	内容	備考
赤い羽根募金運動	・地域自治会を中心に、市内各団体に協力を求め、募金活動を行います ■目標 4,655千円	◆地区配分推せん委員会は、地域の福祉ニーズを、共同募金の配分に反映させることを目的としています。
地区配分推せん委員会	・共同募金の地域への配分について、東京都共同募金会に推せんを行う委員会を設置します	